

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を次のとおり公表します。

平成 31 年 1 月 16 日

魚沼市監査委員 星野 武男

魚沼市監査委員 森山 英敏

## 第 1 請求の受理

### 1 請求の提出日

平成 30 年 11 月 20 日

### 2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、平成 30 年 11 月 30 日に受理を決定した。

## 第 2 請求の趣旨

以下のとおり、魚沼市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）から請求の要旨を原文のまま記載する。

平成 30 年度一般会計予算書に歳入 20 款諸収入、5 項雑入、2 目弁償金、1 節弁償金（斎場建設瑕疵担保請求（滞納繰越分））として計上してある弁償金を民法第 147 条の規定により、時効の中断ができるように同条第 1 号請求、2 号差押え、仮差押え又は仮処分、3 号承認をとることをせず、積極的に回収することを怠っているし、仮に回収できないとすれば市に損害が発生する恐れがある。

債権の回収を怠っている魚沼市長佐藤雅一は、地方自治法第 240 条 2 項の規定

に違反する。直ちに市が主張する瑕疵担保請求権に伴う弁償金を裁判上の請求をし、差押え、仮差押え又は仮処分、及び承認をとるなど必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

地方自治法第 240 条 2 項の規定によりそれを回収することを求める措置請求及び、市に損害が発生した場合は、魚沼市長佐藤雅一が市に損害賠償をさせるよう勧告することを求める。

### 第 3 監査の実施

#### 1 監査対象部局

魚沼市環境課

#### 2 監査の方法

関係書類等の監査を行い、魚沼市環境課の職員から事情を聴取した。

#### 3 監査対象事項の決定

平成 30 年度魚沼市一般会計当初予算の歳入 20 款諸収入 5 項雑入 2 目弁償金に計上された「斎場建設瑕疵担保請求（滞納繰越分） 27,091 千円」（以下「本件瑕疵担保請求」という。）について、次の事項を監査対象とした。

（1）魚沼市が、本件瑕疵担保請求の管理を怠る事実があるか

（2）魚沼市が、本件瑕疵担保請求の管理を怠ったことにより回収できなかった場合は、佐藤雅一（市長）はその損害額を市に賠償しなければならないか。

#### 4 請求人の陳述及び証拠の提出

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 30 年 12 月 12 日、陳述及び証拠の提出の機会を設けた。また、陳述の際、同条第 7 項の規定に基づき、環境課の職員を立ち会わせた。

#### 5 監査対象部局の見解

平成 28 年 6 月 24 日付けで本件瑕疵担保請求も関連する住民訴訟が提起されたため、平成 28 年度、29 年度は催告状を年度末に送付するのみで、電話や訪問などの方法で催告の対象者と直接接することを控えていた。

平成 30 年 9 月 13 日に、最高裁判所の判決が出たので今後催告の方法について検討したい。

## 6 事実関係の確認

時系列に示すと以下のとおりである。

- ・平成 27 年 2 月 9 日 旧月岡養豚団地関係者に対する廃棄物処理の説明会  
～平成 27 年 2 月 22 日
- ・平成 27 年 6 月 29 日 旧地権者に瑕疵担保請求を行う。
- ・平成 27 年 7 月 15 日 魚沼市斎場建設事業用地内から発見された廃棄物処理に関する説明会
- ・平成 27 年 8 月 28 日 督促状の送付
- ・平成 27 年 10 月 22 日 新斎場建設に係る地権者説明会
- ・平成 28 年 3 月 18 日 旧地権者へ工事変更に伴う瑕疵担保請求額の減額通知と催告
- ・平成 28 年 6 月 24 日 関連する住民訴訟提起
- ・平成 29 年 3 月 27 日 旧地権者へ催告状の送付
- ・平成 30 年 3 月 29 日 旧地権者へ催告状の送付
- ・平成 30 年 9 月 13 日 関連する住民訴訟に対する判決

また、監査対象事項に関する関係書類等の監査の結果、次のような事実を認めた。

- (1) 平成 27 年 2 月 23 日付けの「旧月岡養豚団地関係者に対する廃棄物処理の説明」に関する復命書で、旧地権者から市が民法の規定により処理費の請求することについて、「法律なら仕方ないと理解したが、全体で 3,000 万円近い請求をもらっても、支払能力がない。」と復命があった。
- (2) 平成 27 年 7 月 21 日付けの「魚沼市斎場建設事業用地内から発見された廃棄物処理に関する説明会」に関する復命書で、本件瑕疵担保請求の徴収についての市の方針を、「今後督促、請求は継続するが、今のところ訴訟を提起する考えがない。」という趣旨で説明し、旧地権者からは、「前年度の説明では、請求に関する明確な説明を受けていない。前任者からは現地確認の申し出があったが、それがないまま、市が勝手に処分し、請求内容には納得できない。支払いに足る財産もなく、支払いの意思はない。裏切られた気持ち。」と復命があった。
- (3) 平成 27 年 10 月 26 日付けの「新斎場建設に係る地権者説明会」に関する復

命書で、市から説明不足だったことについてお詫びと今後年1回催告状を送付することと、及び市から強制的に徴収したり裁判を起こしたりすることは考えていないと説明したと復命があった。

(4) 平成28年6月24日付けで、魚沼市長を被告とする「違法公金支出返還請求事件」の訴状が新潟地方裁判所に提出され、その中に本件瑕疵担保請求が無効であることの確認が含まれていた。この件については、平成30年9月13日に最高裁判所で結審した。

(5) 平成28年3月18日付け、平成29年3月27日付け、平成30年3月29日付けと各年度末に旧地権者に対して、本件瑕疵担保請求に係る催告状が送付されているが、その内容は、「・・・日現在、納入が確認されておりません。つきましては、下記のとおり納入をお願い申し上げます。※下記には、金額、納期限、納付方法を記載。」と各年度とも日付以外全く同じ文章であった。

#### 第4 監査委員の判断

魚沼市では魚沼市債権管理条例を定め、本件瑕疵担保請求が該当する非強制徴収債権についても適正な管理を行うこととしている。

債権の徴収は、一般的に期限までに履行がない者に対しては、督促を行い、督促を行っても履行がない者には催告を行う。それでも履行がない場合は、催告を次第に強めて履行を促すが、それでも履行がない場合には訴訟の手続きを行って請求することとなる。

本件瑕疵担保請求の場合、平成27年8月28日に督促を行って履行されなかったため、平成28年3月18日に催告を行った以降、各年度末に催告を行っているが、最初の催告状と全く同じ文面で旧地権者に送付していた。

また、本件についての旧地権者への延べ3回の説明では、旧地権者側は、平成27年2月の説明会では、「法律なら仕方ないと理解したが、全体で3,000万円近い請求をもらっても、支払能力がない。」と一定の理解を示していた。平成27年7月15日の説明会では、「前年度の説明会では、請求に関する明確な説明がなかった。」としたうえで、「支払いに足る財産もなく、支払いの意思はない。」との意思表示をしている。このことに対応するため、平成27年10月22日の説明会で当時の副市長からお詫びをしたうえで、「催告状は年1回送るが、市から強制的に徴収したり裁判を起こすことはない。」という趣旨の説明をしている。

係争中であったため、徴収に向けた旧地権者に対する働きを平成28年6月の住民訴訟以降行わなかったという環境課の説明であるが、請求を行う初動における

旧地権者側に対する市の対応、及び平成28年3月18日の催告状と全く同じ文面の催告状を送付していることから、催告するにあたり、市は履行を促す努力を怠っていたと思われる。

請求人の主張する時効の中断に向けた措置も当然検討しなければならないが、市の方針が住民相手に訴訟は起こさないということであれば、まず、回収に向けた努力を最大限行っていただきたい。

## 第5 監査の結果

以上のことから、監査委員合議の結果、請求人の主張には理由があると認められるので、市長に勧告することとした。

また、請求人が主張する回収不能となると本件の金額が市の損害額となることについては、予測はできるが、まずはそうならないために前述のように努力を要請する。

## 第6 勧告の内容

市長は、本件瑕疵担保請求について旧地権者に対し履行を促すための対策を、平成31年2月6日までに講じることを勧告する。